

市民オンブズ岡崎

ホームページ

<http://www.geocities.jp/m039asihara/>

NO.95

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
「市民オンブズ岡崎」

TEL (0564) 53-7857 FAX 53-8038

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440 「市民オンブズ岡崎」

発行 2016. 3 .13

市民オンブズ岡崎定例総会のご案内

2016 年 4 月 9 日（土）午後 1 時 30 分から

岡崎市中心図書館（りぶら）1F

103 会議室で行います。

4 月例会は総会開催にかえます。携帯 080-3643-5224（渡邊）

議事 2015 年度活動報告・会計報告

2016 年度活動方針・予算案

その他

消防団員への報酬、直接支給へ！

消防本部より回答。

昨年 12 月 24 日付で「消防団経費にかかる住民監査報告と改善要望」を消防本部に手渡していましたが、2016 年 1 月 27 日付で、下記のとおりその回答が来しました。

内容を読んだ限りでは、当会からの指摘を真摯に受け止め、改善される姿勢を示していると思います。回答を評価しながら、今後の改善を注視していきたいと思っています。

27消総第1654号

平成28年1月27日

市民オンブズ岡崎

代表 渡邊 研治 様

岡崎市消防本部

消防長 原田 幸夫



消防団経費にかかる住民監査報告と改善要望について（回答）
平成27年12月24日付けのこのことについては、下記のとおりです。

記

- 1 消防団員に支給される年報酬及び費用弁償については御指摘にもありますとおり、その性格上本人に直接支給されるべきものであります。本市においても個人支給移行に向けて団長会議等で諸課題を検討し、準備を進めてまいります。
- 2 消防団部長から提出される各種出勤報告書の氏名等の記載については、提出先が管轄の消防署となっていることから、消防署で受理する際と、所管課である総務課での集計時に記載事項を細部まで確認する二重チェック体制としました。
- 3 運営費等補助金の振込口座につきまして、個人名義となっておりますものにつきましては、適正な口座名へ変更するように依頼しております。また、振込口座を団と部に分けることにつきましては、交付金の透明性の観点から有効であります。現在の団口座への一括振込みを部まで拡大しますと、現状では多くの振込手数料が必要となりますことから運用面を含め、透明性が確保できるよう交付金事務の取扱方法などを検討してまいります。
- 4 消防団員個人の負担軽減については、消防本部においても以前から検討しており、これまで団長会議の場において各団長の下承を得ながら、火災予防運動期間中の広報宣伝及び年末夜警における警備人員の縮減や、消防団車両点検時の車両移動を消防本部再任用職員が担当するなど負担軽減策を執り進めてまいりました。しかし、地元根付いた活動を展開する消防団は、これら消防関係行事等に加えて地元町内会等における行事には欠かすことのできない団体となっております。

今後も消防団員の声に耳を傾けながら、地域防災力及び団員の士気の低下を招かないよう行事の見直しなど、必要な対応を執っていきたいと考えております。

（担当：総務課 電話21-9836 FAX21-9821）

社会福祉協議会の回答に愕然！

平成27年12月28日

市民オンブズ岡崎
代表 渡邊 研治 様

社会福祉法人
岡崎市社会福祉協議会

回答書

さる2015年11月23日付けで申し入れがありました件について、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 福祉会館の3階にある研修室については、行政と共有スペースとなっており、今回の福祉会館301号室の利用制限は、臨時福祉給付金並びに確定申告の申請・申告会場として利用するための利用制限となります。本2件の申請・申告は、階段・エレベーター等を利用せずに会場へ向かうことができ、給付金や申告を行う障がい者、高齢者等に配慮した会場であり、福祉会館のみならず、市庁舎全会議室を含めてアクセス・スペース等を考慮した結果、福祉会館301号室が最良であると判断したためです。利用制限をかけることにご理解ください。
- 2 会館時間対する利用率については、別紙資料を参照ください。
- 3 会館の貸し出し窓口は、福祉会館の一部を目的外利用許可のもと社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会が貸し出し窓口として貸出しを行っています。利用できる団体の範囲として、社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会に登録しているボランティア団体、障がい者福祉団体連合会に登録している団体、市役所各課（各課で管轄してる団体含む）を貸し出し対象として貸出しをしています。

4 社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会では、ボランティア団体の登録窓口とし、障がい者団体等については、障がい者福祉団体連合会を登録窓口として住み分けて登録・審査等を行っています。障がい者団体の登録等については、当事者が集う連合会が窓口になる方がより障がい者に寄り添った事務が行えるとなるため、現状どおり登録窓口は2箇所とさせていただきたい。

5 内規には利用制限を設けていますが、利用日2～3日前まで空室になっている場合は、有効利用の観点から、この利用制限に関わらず貸出し等を行っています。

その他、内規の頻繁な利用を制限するための利用限度については、今後撤回を含めた検討も考えていきます。

6 福祉会館は現在、毎週土曜日並びに第2・第4日曜日について、会議室の利用が可能となっています。その他の日曜日、祝日の利用については、利用状況等を勘案し岡崎市と検討してまいりたいと考えております。

なお、申し入れのあった休館日を平日にすることは、平日の業務・利用に支障が出るため考えておりません。

社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会 総務課 井戸田

電話 23-8705 FAX 23-8706